

許可番号 05450041942

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目10番地の20

氏 名 株式会社リバイブ

代表取締役 福原 大介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 奥山 恵美子

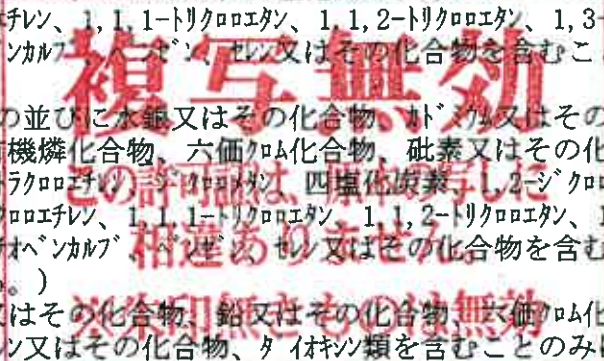


許可の年月日 平成 26年 10月 23日

許可の有効年月日 平成 31年 9月 30日

## 1. 事業の範囲

- 燃え殻 (ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲﾝ濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素ｲﾝ濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)



(裏面に続く)

り有害なものに限る。)

廃石綿等  
指定下水汚泥

積替え又は保管は行わない

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	16年	10月	1日	新規許可
平成	21年	10月	16日	更新許可
平成	26年	10月	23日	更新許可
平成	26年	11月	18日	住居表示変更による書換え

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無